

〔平成 28 年 6 月 9 日〕
国税庁酒税課・鑑定企画官

資料 1

日本産酒類の情報発信の強化に関する懇談会 議事次第

平成 28 年 6 月 9 日(木)
13 時 00 分～14 時 00 分
国税庁第二会議室

- 1 出席者紹介
- 2 長官あいさつ
- 3 酒類行政の現状
- 4 懇談会メンバーの情報発信に係る取組

平成 28 年 6 月 9 日
国税庁酒税課・鑑定企画官

資料 2

(平成 28 年 6 月 9 日現在)

「日本産酒類の情報発信の強化に関する懇談会」メンバー

(敬称略、五十音順)

氏 名	役 職
あおい 有紀	フリーアナウンサー、和酒コーディネーター
大橋 健一	(株)山仁酒店代表取締役社長、マスター・オブ・ワイン
鹿取 みゆき	信州大学特任教授、東京大学客員研究員、国税審議会臨時委員
小泉 武夫	東京農業大学名誉教授
ジョン・ゴントナー	日本酒ジャーナリスト
山同 敦子	著述家、酒ジャーナリスト
辰巳 琢郎	俳優
手島 麻記子	(株)彩食絢美代表取締役、国税審議会委員
平出 淑恵	(株)コーポ・サチ代表取締役
藤原 ヒロユキ	日本ビアジャーナリスト協会会長
一般社団法人ミス日本酒	
愛葉 宣明	一般社団法人ミス日本酒代表
田中 沙百合	ミス日本酒 2016

酒類行政の現状と 国税庁の取組について

平成28年6月9日
国税庁酒税課・鑑定企画官

国税庁の任務

国税庁の3大任務

国税庁は、財務省設置法に基づき次の3つの任務を実施

- 1 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現
- 2 酒類業の健全な発達
- 3 税理士業務の適正な運営の確保

【参考 財務省設置法(抄)】

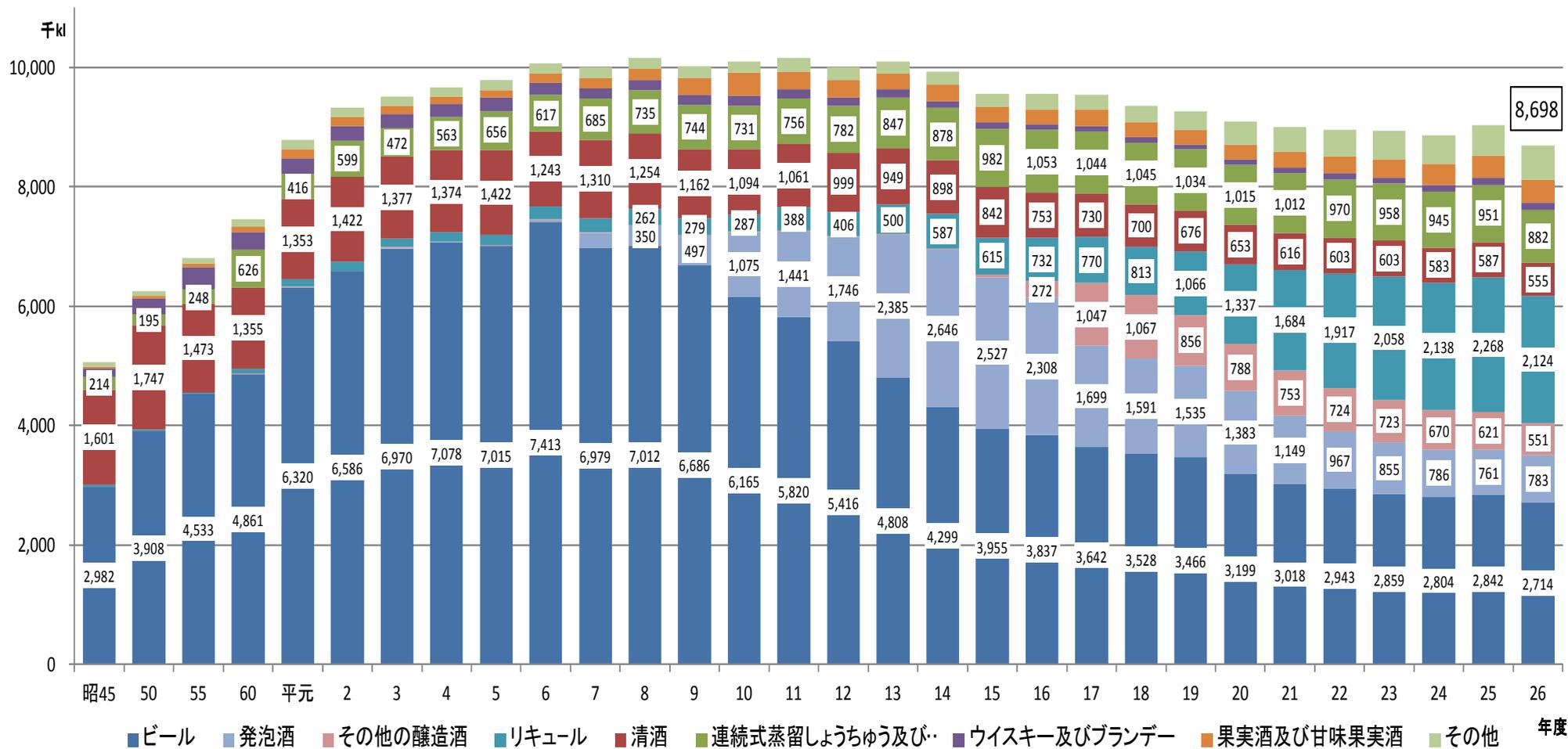
(任務)

第十九条 国税庁は、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現、酒類業の健全な発達及び税理士業務の適正な運営の確保を図ることを任務とする。

～酒類の課税数量の推移～

○ 酒類の課税数量動向

○ 平成11年度にピーク(1,017万kl)を記録した後は低減傾向にあり、平成26年度はピーク時の9割以下。

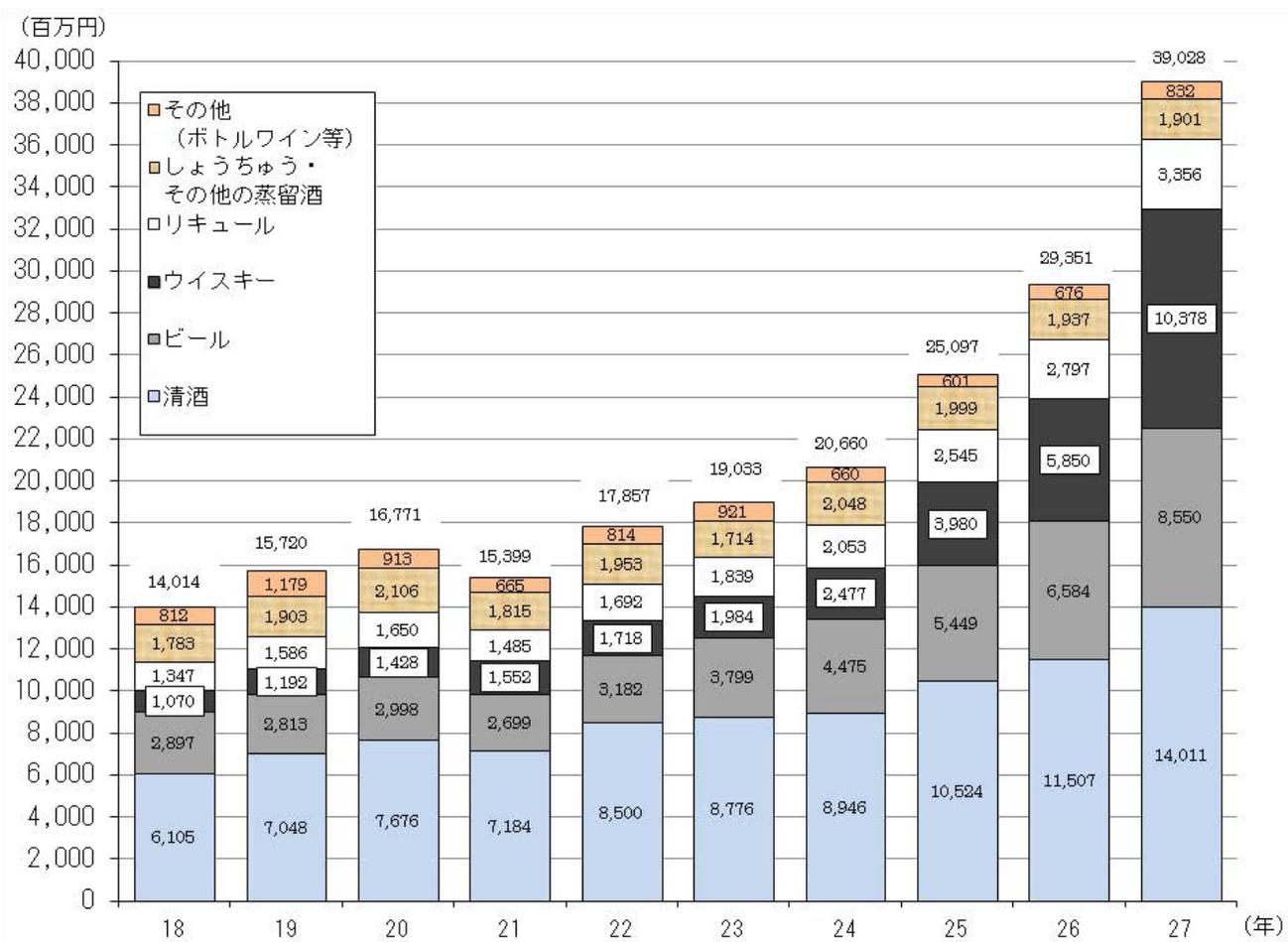


(出典)国税庁統計年報

～日本産酒類の輸出動向～

○ 最近の日本産酒類の輸出動向

○ 平成27年における日本産酒類の輸出額は、約390億円(対前年比133.0%)となり、4年連続で過去最高金額を記録。
 ○ 清酒の輸出については、輸出金額が約140億円(対前年比121.8%)、輸出数量が約18,180kℓ(対前年比111.4%)となり、共に過去最高を記録。



○品目別 (単位:百万円)

品目	平成27年	対前年比
清酒	14,011	121.8%
ビール	8,550	129.9%
ウイスキー	10,378	177.4%
リキュール	3,356	120.0%
しょうちゅう等	1,901	98.1%
その他(ポトルワイン等)	832	123.1%
輸出金額合計	39,028	133.0%

【参考】

輸出数量合計 (kℓ)	109,906	125.2%
内、清酒数量(kℓ)	18,180	111.4%

○輸出先別(上位10か国(地域))

国名	平成27年	対前年比
アメリカ合衆国	9,402	148.2%
大韓民国	6,498	131.2%
台湾	4,458	125.5%
香港	3,925	126.5%
フランス	2,542	154.3%
中華人民共和国	2,370	146.0%
シンガポール	2,042	115.2%
オランダ	1,715	466.4%
オーストラリア	1,388	158.7%
ベトナム	610	190.4%

(出典)財務省貿易統計

～酒類産業振興の取組について～

酒類業を取り巻く環境の変化

○清酒

- ・地域振興の観点から、地域の特色ある清酒の振興
- ・観光資源としての清酒産業

○ワイン

- ・新興ワイナリーの増加
- ・日本ワインの品質向上による需要の拡大

○ウイスキー

- ・日本産ウイスキーの国際的な評価の高まり

○ TPP(環太平洋パートナーシップ協定)による輸出促進

- ※ 総合的なTPP関連政策大綱(H27.11.25TPP総合対策本部決定)

○ 地方創生、クールジャパン推進や和食の世界遺産登録など、世界への文化発信の取組

- ※ まち・ひと・しごと創生総合戦略(H27.12.24閣議決定)
- ※ 「日本再興戦略」改訂2015(H27.6.30閣議決定)



環境の変化を踏まえた国税庁の取組

○酒類業の健全な発達は国税庁の任務 ➡ 国税庁が中核となり、関係省庁とも連携し、酒類産業振興への取組を実施

輸出促進に向けた取組

- 国内外における日本産酒類の特性・魅力の発信
 - ・国連総会、ミラノ万博、リオ・オリンピック等の機会を活用
 - ・IWC(International Wine Challenge) Sake部門の初の日本開催を支援 等
- 発信力のある者に対する日本産酒類の知識の啓発
 - ・外交関係者(各国駐日大使等)向け広報活動 等
- TPP参加国における酒類の関税・非関税措置の撤廃等

技術面からの支援

- 酒類鑑評会の開催(全国及び各国税局)
 - ・品質評価等により製造者の技術力の維持強化を支援
- (独)酒類総合研究所における醸造講習
 - ・酒蔵の後継者(経営者・杜氏)の育成やワイン等の新規参入者の技術力向上に貢献

表示制度の整備

- 地理的表示(GI)制度の改正(H27.10.30)
- GI「日本酒」の指定(H27.12.25)
- ワイン表示ルールの策定(H27.10.30)

制度周知や魅力発信の取組

- 日本酒座談会(H28.5.25)
- 日本ワインシンポジウム(H28.3.8)
- 本格焼酎・泡盛セミナー(H28.2.22)

参考資料

～輸出促進に向けた取組①～

1. 酒類の専門的知識の普及・啓発

- 各国在日大使・外交官に対して日本酒セミナー・酒蔵ツアーを実施
- 在外公館が実施する日本酒セミナー（醸造技術者、政府関係者、飲食業界関係者を対象）への協力
- 在外公館へ赴任する大使を対象とした日本酒に関する研修への協力
- 国税庁HP上に酒類鑑評会の結果や放射性物質の分析結果を英文により公表
- 各種イベント等における日本産酒類のPR

・ 国際会議・イベント等

- ミラノ万博（イタリア；平成27年9月）
- 国際連合日本政府代表部日本食PRイベント（米国；平成27年9月）
- 日本食PRイベント「Yokoso Nippon!」（インドネシア；平成27年11月）
- マルセイユ総領事公邸での日本酒セミナー（フランス；平成28年3月）

・ 日本産酒類キャンペーンへの後援

- 主要国際空港における日本産酒類キャンペーンの後援（平成25年10月～）
- ミス日本酒の後援（平成25年～）

【参考】（独）酒類総合研究所における取組

- パンフレット等の作成
 - ・ 「日本酒ラベルの用語事典」（日本語版、外国語版（英語、中国語、韓国語ほか 計12カ国語））
 - ・ 「お酒のはなし」（日本語版、英語版）
 - ・ 「清酒を紹介するリーフレット」（英語版、中国語版、韓国語版）
- 海外の酒類教育機関の日本酒講座に対する協力
- 清酒の専門用語の標準的英語表現の作成



～輸出促進に向けた取組②～

2. 酒類業界への支援

- 酒類業関係者に対する輸出セミナーの開催や支援情報の提供
- JETROと共同で酒類業関係者向けの輸出ハンドブック（韓国編、中国編、香港編、台湾編、米国編）を作成
- 酒類の業界団体から構成される日本酒輸出協議会における輸出戦略の策定を支援
- 酒類製造者の技術力の維持強化への支援（研究成果や先端技術の醸造現場への普及等）

3. 貿易障壁の撤廃・緩和に向けた働きかけ

- TPP（環太平洋パートナーシップ協定）による輸出促進
 - ・ 貿易相手国における酒類の関税撤廃（例：清酒 米国 3セント/リットル → 0（即時撤廃））
 - ・ 米国での蒸留酒の容器容量規制の緩和（米国の法令改正を経て、4合瓶(720mL)での流通が可能）
 - ・ 米国における酒類地理的表示の保護
- 東日本大震災後に導入された輸入規制の解除に向けた働きかけ
国税庁及び（独）酒類総合研究所が実施した放射性物質に係る分析結果並びに同研究所の研究結果を科学的な論拠として活用し、関係府省と連携して規制の解除・緩和に向けた働きかけを実施
 - ・ 緩和・解除された国・地域
 - EU（平成24年10月）、ブラジル（福島県産を除く規制解除（平成24年12月））、マレーシア（平成25年3月）、ロシア（6都県産酒類に対する輸入停止措置の解除（平成25年4月））、タイ（平成26年11月）、ブルネイ（証明書の一部省略（平成27年3月））、エジプト（証明書の一部省略（平成28年3月））
 - ・ 規制されている国・地域
 - 韓国、中国、ブラジル、仏領ポリネシア、モロッコ、エジプト、ブルネイ、ドバイ、アブダビ、ロシア
 - ⇒ 今後も各国に対し、引き続き規制緩和・解除に向けた働きかけを行う予定
- EPA（経済連携協定）・FTA（自由貿易協定）の推進

～技術面からの支援～

○ 品質・技術の向上

- ・全国及び各国税局で酒類鑑評会を開催し、品質評価等を実施
- ・清酒、焼酎のほか、ワインやビール等の技術支援も実施

○ 人材育成、生産システムの改善

- ・(独)酒類総合研究所による醸造講習の実施
- ・杜氏制度に代わる酒造りのモデルを国税庁が提案

○ 安全・信頼性の確保

- ・輸出規制の解除・緩和に向けた科学的論拠の提供の為、国税庁及び(独)酒類総合研究所が連携して、放射性物質分析を実施



(参考)東日本大震災後に導入された輸入規制の解除へ向けた働きかけ。

① 緩和・解除された国・地域

EU(24年10月)、ブラジル(福島県産を除く規制解除(24年12月))、マレーシア(25年3月)、ロシア(6都県産酒類に対する輸入停止措置の解除(25年4月))、タイ(26年11月)

② 規制されている国・地域

韓国、中国、ブラジル等。今後も各国に対し、引き続き規制緩和・解除に向けた働きかけを行う。

○ 研究開発、用語の標準化

- ・貯蔵しても劣化しにくい清酒の製造法の研究
- ・外国人に日本酒を分かりやすく理解してもらうため、清酒に関する用語の英語表現(Sake Terms)を標準化
(例)cloudy sake(にごり酒)、sake rice(酒米)、free run sake(荒走り)

～表示制度の整備①～

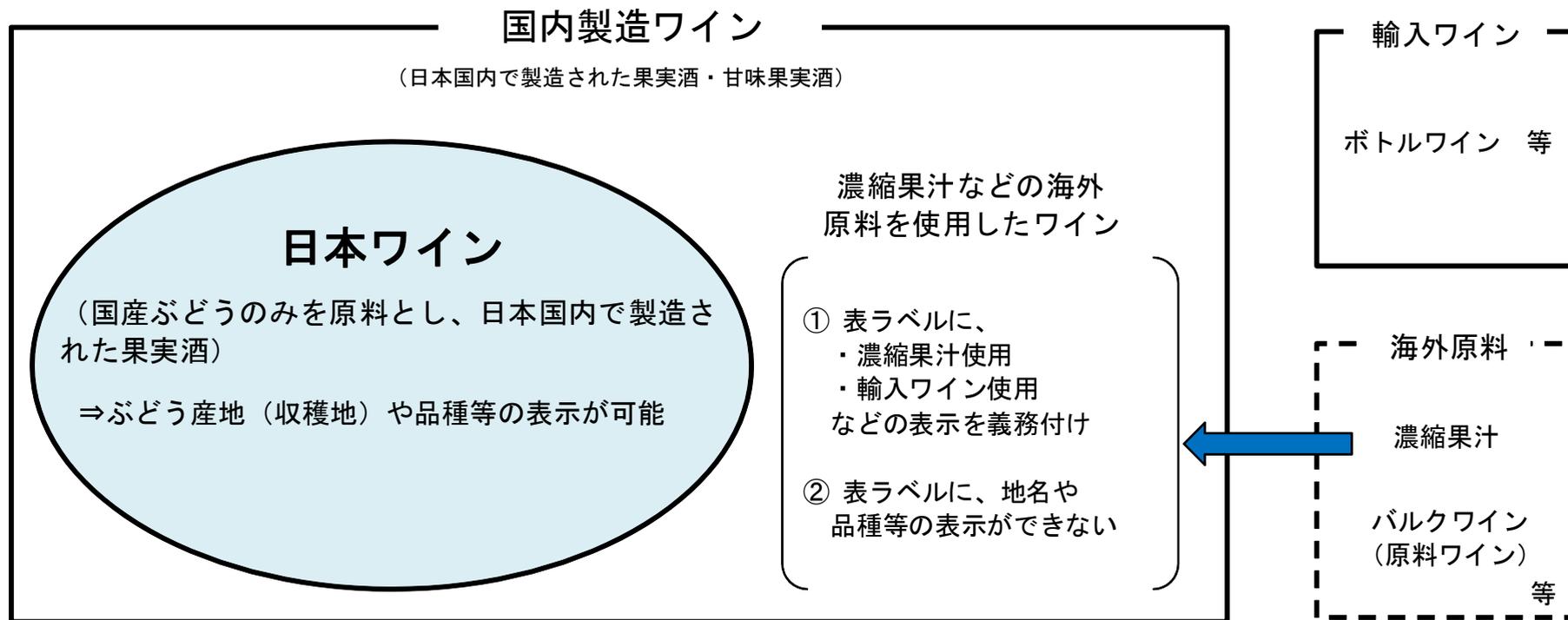
1. ワインの表示ルールの方策

- 国内における酒類消費が伸び悩んでいる中、ワインについては国内製造分も含め消費が拡大している成長産業
特に、国産ぶどうのみから醸造されたいわゆる「日本ワイン」の中には、近年、国際的なコンクールで受賞するほど高品質なものも登場

日本ワインの国際的な認知の向上や消費者の商品選択が容易になるよう、国際的なルールを踏まえたワインの表示ルールとして「果実酒等の製法品質表示基準」を平成27年10月30日付で制定

【表示ルールの概要】

- ・「日本ワイン」を定義し、他のワインと明確に区別できるようにする
 - ・「日本ワイン」には、産地（ぶどう収穫地）、ぶどう品種、年号等の表示を可能とする
- （注）産地を表示する場合は、その産地で収穫されたぶどうを85%以上使用し、その産地で醸造する必要がある



～表示制度の整備②～

2. 地理的表示制度の見直し

- 地理的表示 (Geographical Indication: GI) 制度とは、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」第86条の6を根拠とする「酒類の地理的表示に関する表示基準」(平成27年10月国税庁告示第19号)に基づき、ある特定の産地に特徴的な原料や製法などによって作られた商品だけが、その産地名(地域ブランド)を独占的に名乗ることができる制度である
- 日本産酒類のブランド価値の向上等を図っていくためには「地理的表示」の活用が有効と考えているが、これまで十分な活用が進んでいなかったため、地理的表示の指定を受けるための要件の整備、消費者にわかりやすい統一的な表示のルール化等の現行制度の体系化を行い、平成27年10月30日付で制度を改正した
 - ※ これまで、「壱岐」、「球磨」、「琉球」、「薩摩」(以上焼酎)、「白山」(清酒)、「山梨」(ワイン)の6つを指定

【酒類の地理的表示に関する表示基準〔告示〕の改正の概要】

○ 指定要件の整備

[指定を受けるための要件]

①酒類の産地に主として帰せられる酒類の特性が明確であること

- ・ 酒類の特性があり、それが確立していること
- ・ 酒類の特性が酒類の産地に主として帰せられること
- ・ 酒類の原料・製法等が明確であること

②酒類の特性を維持するための管理が行われていること

○ 統一的な地理的表示の表示方法

- ・ 地理的表示である酒類には、「地理的表示〇〇」、「GI〇〇」等と表示

～表示制度の整備③～

3. 地理的表示「日本酒」の指定

- 日本酒全体のブランド価値向上やクールジャパンの一環として取り組んでいる輸出促進のため、改正を行った「酒類の地理的表示に関する表示基準」に基づき、平成27年12月25日付で、国レベルの地理的表示として「日本酒」を指定した

指定による効果

原料の米に国内産米のみを使い、かつ、日本国内で製造された清酒のみが、「日本酒」を独占的に名乗ることができる

- 1 外国産の米を使用した清酒や日本以外で製造された清酒が国内市場に流通したとしても、「日本酒」とは表示できないため、消費者にとって区別が容易になる。
- 2 海外に対して、「日本酒」が高品質で信頼できる日本の酒類であることをアピールできる。
- 3 海外においても、地理的表示「日本酒」が保護されるよう国際交渉を通じて各国に働きかけることにより、「日本酒」と日本以外で製造された清酒との差別化が図られ、「日本酒」のブランド価値向上を図ることができる。



「日本酒」の国内での需要振興や海外への輸出促進に大きく貢献

～制度周知や魅力発信の取組～

○日本酒座談会の模様



平成28年5月25日

於：東広島芸術文化ホール

酒類総研が研究成果等を広く周知するために毎年開催している講演会において、本年は新たな日本酒ファンを増やすことを目的とした「日本酒座談会」を実施。国税庁長官、ミス日本酒や各酒蔵製造者などが出演し、参加者は300名を超える活況を呈した。

○日本ワインシンポジウムの模様



ワインの表示ルールの周知や日本ワインのブランド価値向上などのため、平成28年3月8日に品川グランドセントラルタワーにおいて実施し、約300名が参加した。

○本格焼酎・泡盛セミナーの模様



酒類の地理的表示制度の周知や本格焼酎等のブランド価値向上のため、平成28年2月22日、球磨焼酎ミュージアム白岳伝蔵で開催し、約70名が参加した。